

下水道使用料改定の必要性と目標について

《目 次》

1. これまでの協議経過	1
2. 使用料算定作業の進め方	4
3. 支出の見通し	5
4. 収入の見通し	8
5. 経営改善の取り組み	10
6. 下水道使用料改定の目標	11
7. 全国の動向や他市の事例(参考)	13
8. 下水道使用料改定率設定の流れ	15

1. これまでの協議経過

(1) 第1回委員会 (R1.7.30)

➤ 委員会への諮問

下水道事業の経営状況や今後の見通しに係る分析と、その結果を踏まえた適正な使用料等のあり方について諮問。

➤ 下水道事業の現状と課題、今後の検討事項

1) 下水道の主な役割

①生活環境の改善 ②水質の保全 ③浸水の防除

2) 伊賀市の下水道事業の種類

①公共下水道事業（1処理区） ②特定環境保全公共下水道事業（5処理区） ③農業集落排水事業（27処理区） ④特定地域生活排水処理事業（浄化槽市町村整備推進事業）（240基）

3) 現行の料金体系

事業や処理区によって料金体系が異なる。

（公共：従量制、特環、農集：人頭制、浄化槽：人槽制）

料金単価も処理区ごとに異なっており、格差が大きい。

4) 下水道事業の費用負担の基本原則

雨水・・・公費（一般会計からの繰入）

汚水・・・私費（使用料）※水質保全等の公的な便益から、一定の公費負担が認められている。

5) 使用料で賄うべき経費

国が示す目標値・・・維持管理費100%+資本費40%（残り60%は公費負担）

⇒伊賀市の現状は維持管理費100%+資本費8%程度

6) 今後の課題及び検討事項

- ・ 既存施設の適正な維持管理
- ・ 下水道未着手地区の整備
- ・ 老朽化施設の計画的な改築更新
- ・ 水洗化率の向上
- ・ 施設の地震対策及び浸水対策の推進

⇒今後、多額の経費が必要となる一方、人口減少等により使用料収入は減少。

⇒使用料の適正化やコスト削減等の改善が必要。

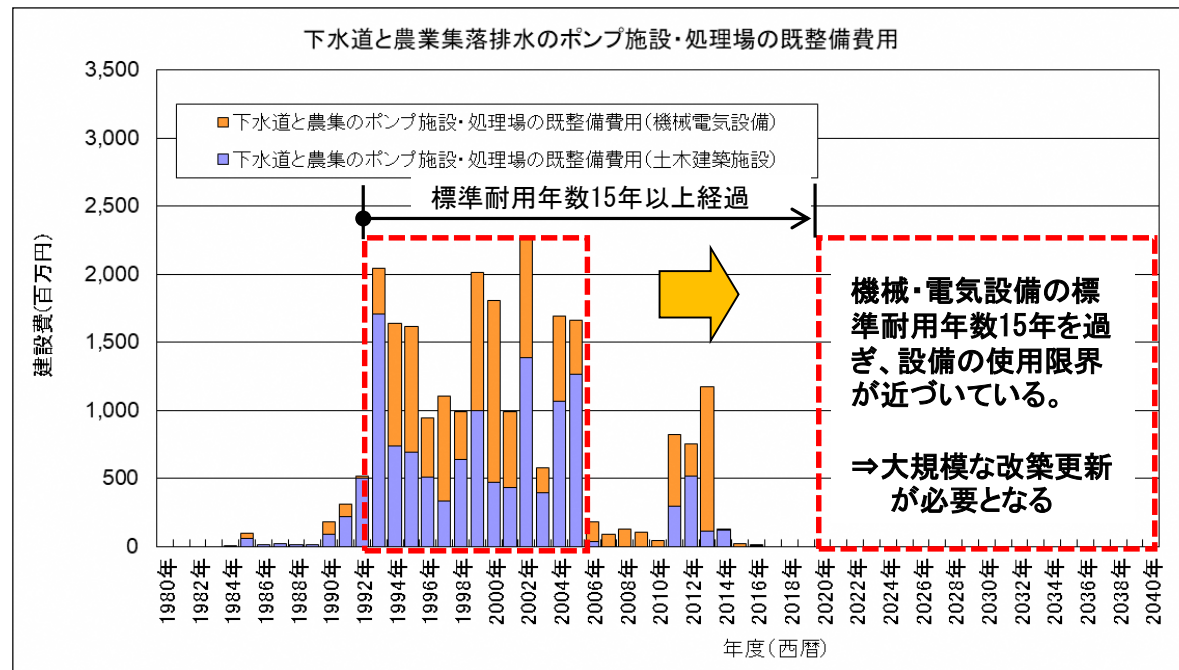


図1 下水道施設の設置年度及び整備費用状況

(2) 第2回委員会 (R1.11.19)

➤ 資本費について

- ・施設等の整備に係る初期投資額に相当。（維持管理費は下水処理に係る人件費、光熱水費等）
- ・今回の料金検討では、認識の共有が重要であることから資本費の概念を単純化し、企業債（借入金）の償還費（元金＋利息）を資本費として取り扱う。
- ・資本費の40%を使用料で賄うことが国の示す目標となるが、実際には経営状況や将来見通しなどを踏まえ適切な水準とする必要がある。

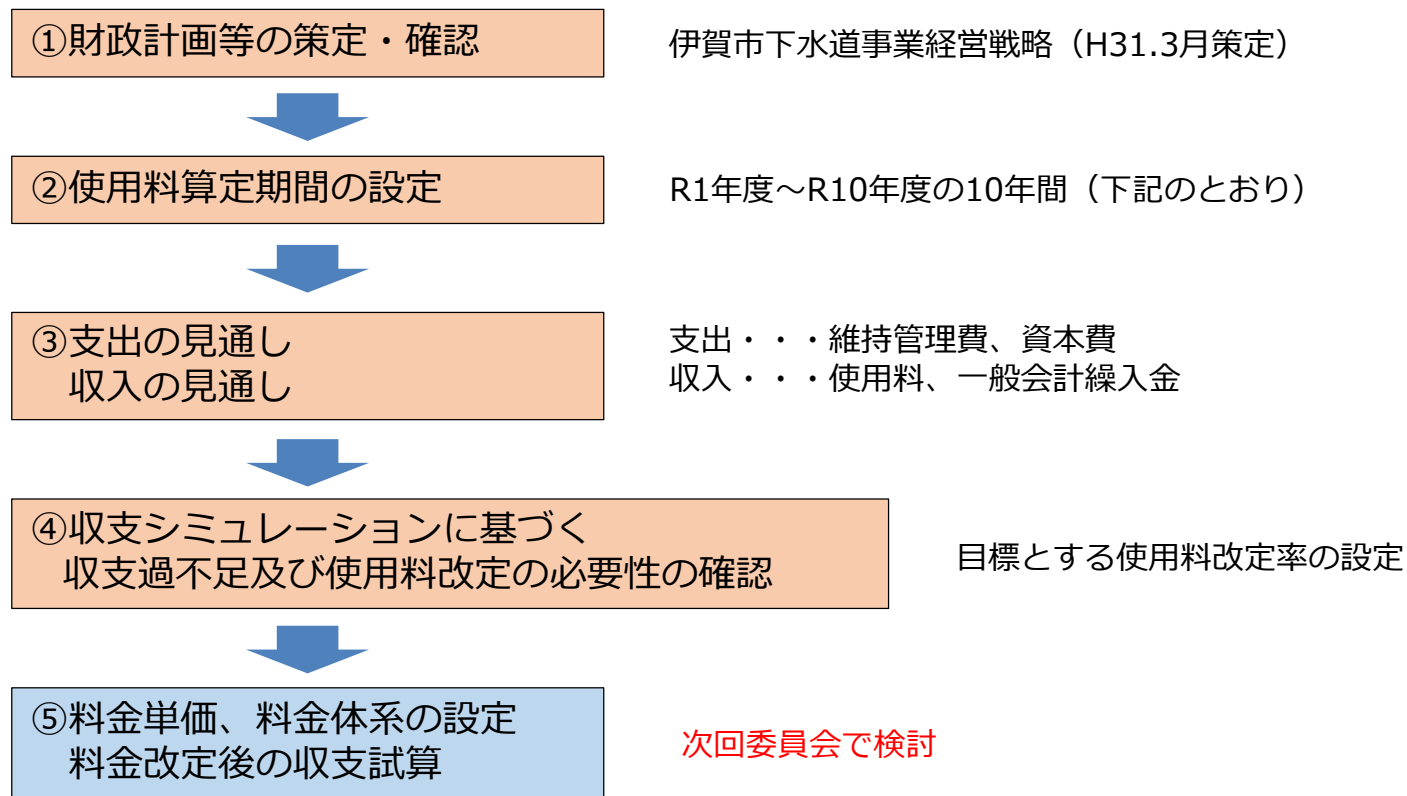
➤ 下水道使用料改定の方角性

- ・公平性等の観点から従量制を採用することが望ましいが、井戸水使用の問題から直ちに移行することとは困難。
⇒従量制は将来的な目標とし、特環、農集については、従来の人頭制で検討。
- ・料金改定率（増額割合）の目安の検討について、市として目指すべき目標やその根拠の提示がなければ判断が難しい。



今回の委員会では「下水道使用料改定の必要性と目標について」をテーマとします。

2. 使用料算定作業の進め方



➤ 使用料算定期間の設定について

- ・伊賀市下水道事業経営戦略の計画期間の後半以降に既存施設の改築更新や地震対策等の事業が本格化。
- ・中長期的な事業計画を適切に使用料へ反映させるため、経営戦略の計画期間との整合を踏まえ、今回の使用料改定に係る算定期間を**令和元年度から令和10年度までの10年間**とします。

3. 支出の見通し

(1) 維持管理費の見通し

- ・ **年度当たり約6.5億円程度**で推移。
- ・ 処理場の運転管理委託費が全体の約60%を占める。
- ・ 施設の老朽化対策等に係る業務量の増加が見込まれるため、人件費の大幅な抑制は難しい状況。
- ・ 効率的な施設運営による経費削減のため、処理場の統廃合などによる合理化を図る必要がある。（現在、計画検討中）

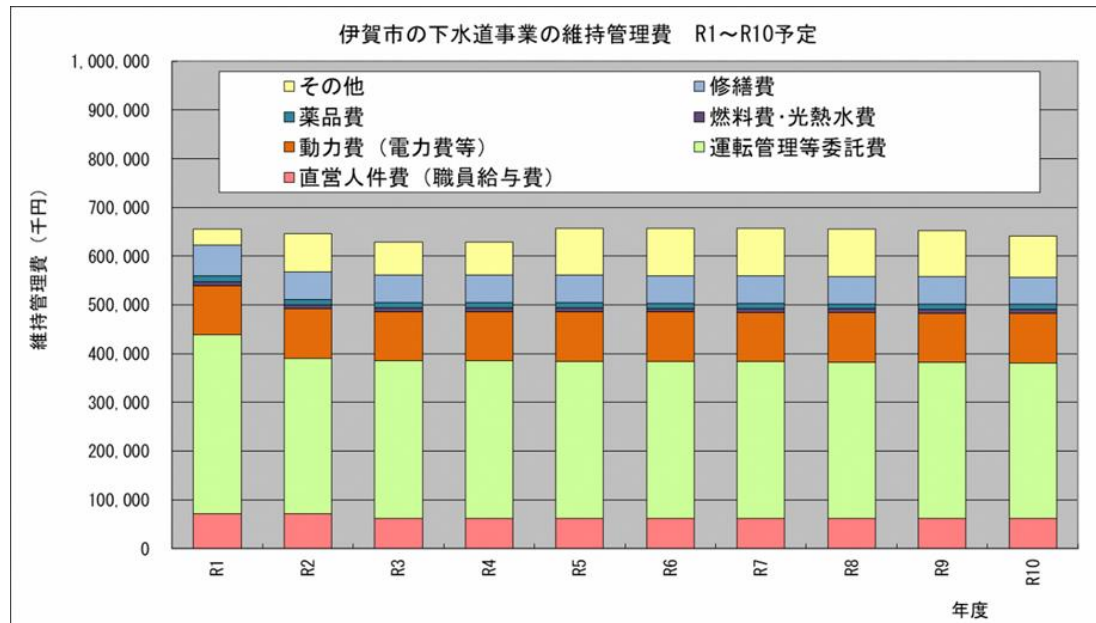


図2 維持管理費の見通し R1～R10予定

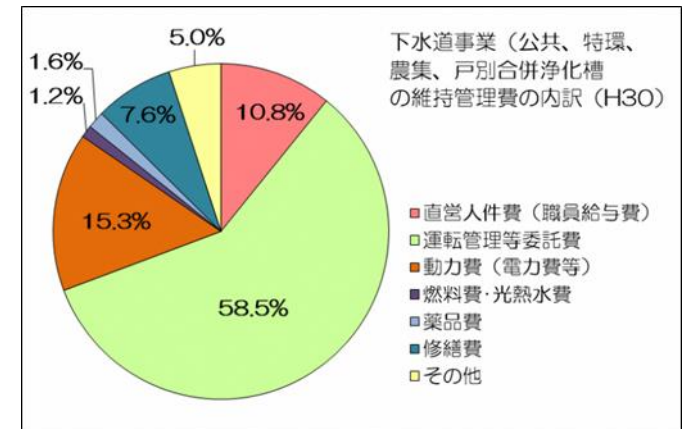


図3 維持管理費の内訳（H30年度）

(2) 資本費（企業債償還費）の見通し

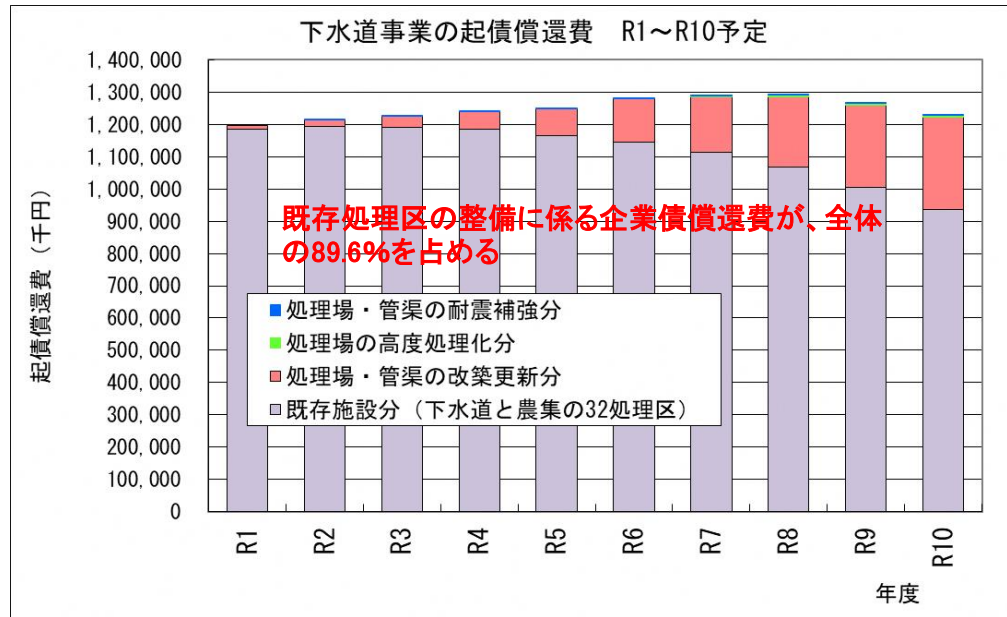


図4 建設改良費等に対する起債償還費 R1～R10予定

- ・ **年度当たり約12億円～13億円**で推移。
- ・ 既存処理区の整備に係る償還費が全体の約90%を占める。
- ・ 今後、施設の改築更新等に係る償還費が増加する一方、既存処理区の整備に係る償還は順次終了していく。
- ・ 償還費全体としては、令和7～8年度をピークに、緩やかな減少傾向に転じる見通し。

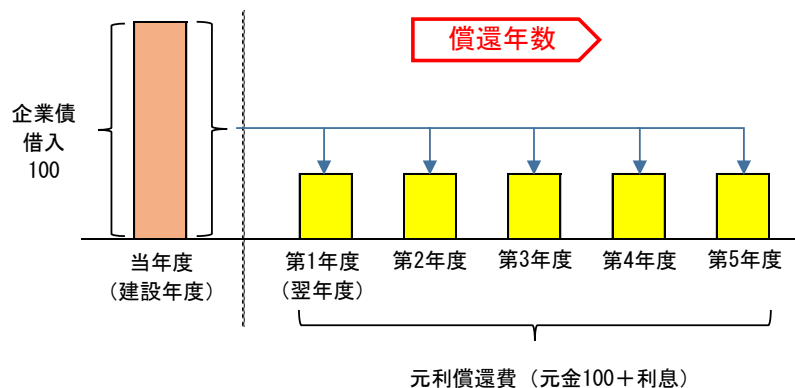


図5 企業債の借入と償還のイメージ

- ・ 企業債は主に建設改良費（施設整備等に係る投資事業）の財源として借入れます。
- ・ 企業債を充てた事業費に対し、建設年度における自己資金の持出しはありませんが、後年度の償還時に現金支出（元金+利息）が必要となります。
- ・ 今回の料金検討では、この償還費を資本費として取り扱います。

➤ 建設改良費の概要

伊賀市下水道事業経営戦略で計画している、令和元年度から令和10年度までの10年間の主な建設改良事業（投資計画）と投資額は以下のとおり。

全体事業費の約70%が既存施設の改築更新費用。

表 1 経営戦略における建設改良事業（投資計画）

項 目	投資計画	投資額	備考
新規整備(汚水) 【普及促進】	山田南地区（現在整備中）	約5.5億円 (R1年度分)	R2.7月～供用開始
既存処理区に係る施設の 改築更新【老朽化対策】	施設の改築更新 （管路は重要路線のみ）	約115.4億円	
戸別合併処理浄化槽の 改築更新【老朽化対策】	青山地区の戸別合併処理浄 化槽の修繕	約0.2億円	
地震対策	老朽化対策に合わせた施設の 耐震診断・耐震工事等	約2.6億円	
不明水対策	不明水調査	約0.8億円	不明水対策の検討及 び結果に合わせた対 策の実施
処理施設の高度処理 【公共用水域の水質保全】	特定環境保全公共下水道の 2処理場の高度処理化	約6.2億円	広域化・共同化を視 野に入れ検討
その他	その他設計費や諸経費	約28.9億円	
計		約159.6億円	

《新規事業の取扱い》

経営戦略において新規整備事業として位置づけている投資計画のうち、上野処理区及び桐ヶ丘処理区については、現時点では整備手法や整備時期など計画が未確定であり、整備に相当の期間を要するため、使用料検討対象期間（R1年度～R10年度）における受益者負担の観点から、検討上の事業費には含めないこととします。

4. 収入の見通し

(1) 使用料収入の見通し

- ・伊賀市の行政区域内人口は年間約1,000人程度のペースで減少。令和12年度には8万人を下回る水準にまで減少すると予想される。
- ・行政区域内人口の減少傾向に伴い、下水道整備区域内の人口も同様に減少していくことが予想され、現行料金体系による使用料収入は**約6.1億円～5.6億円程度にまで減少**する見込み。

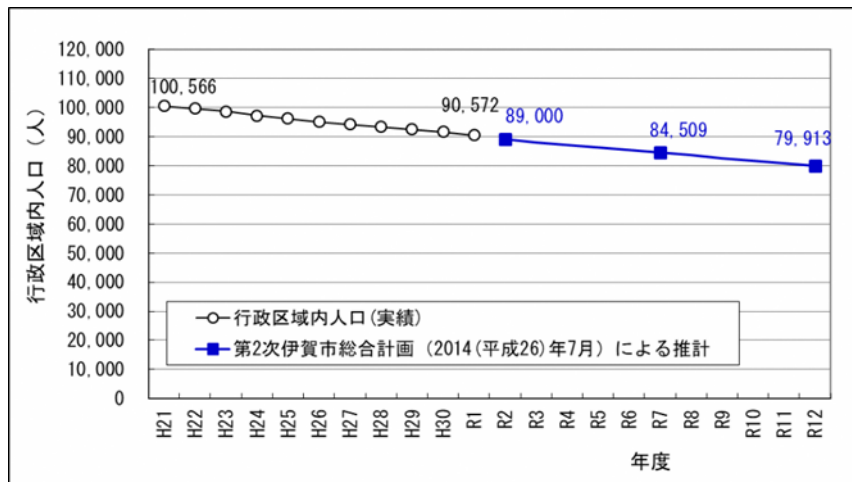


図6 伊賀市の行政区域内人口

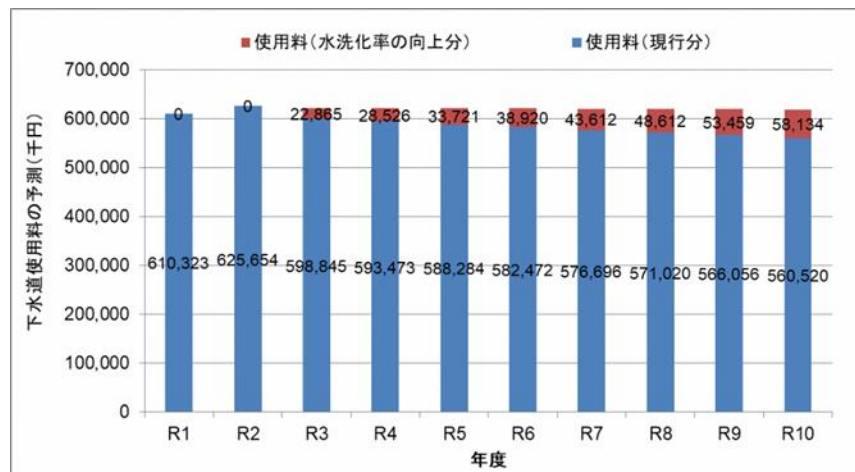


図7 下水道使用料収入（現行料金ベース）の推移

(2) 一般会計繰入金の見通し

- ・ **年度当たり約12億円～13億円程度**で推移する見込み。
- ・ 公共用水域の水質保全など公的な便益から、経費の一部を公費（一般会計繰入金）で負担することが認められている。（地方公営企業繰出基準に基づく基準内繰入金）
- ・ 現状は、水洗化率（接続率）が低いことや、使用料の見直しが進んでおらず整備当初の料金設定が費用に見合わなくなっていること、また、小規模な処理場が多いことによる非効率さから経費が割高となっていること等により、本来使用料で賄うべき経費を賄い切れていない状況。
- ・ 賄いきれない分は、繰出基準に基づかない基準外繰入金による赤字補てんに依存。

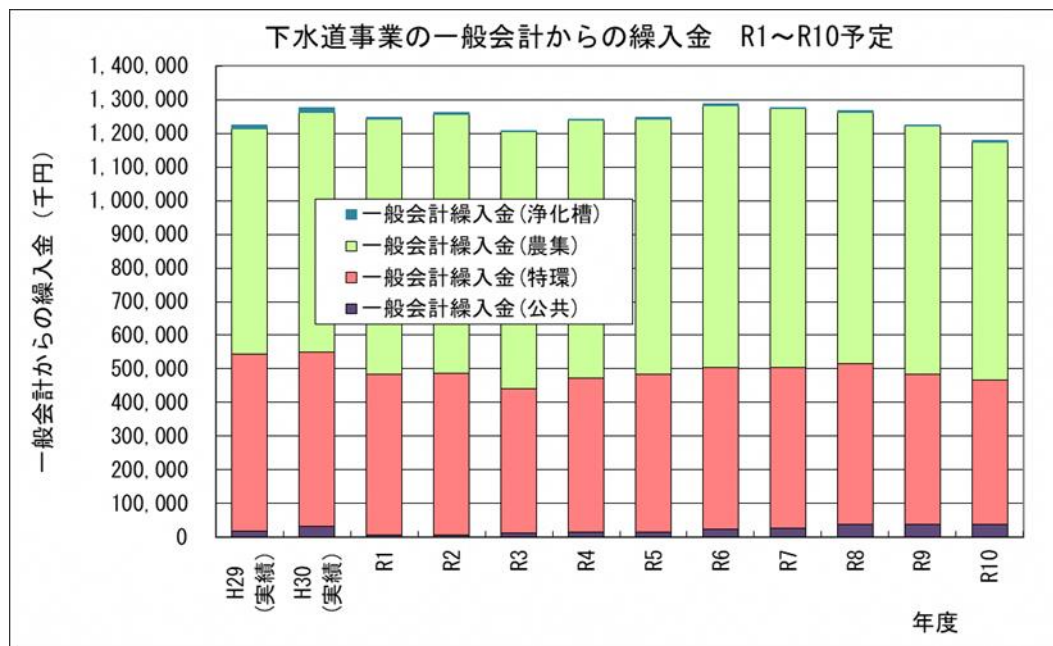


図8 一般会計繰入金の見通し (R1～R10)

5. 経営改善の取り組み

(1) これまでの取り組み

①企業会計方式の導入（H29年度～）

財務諸表の作成による経営内容・財政状況の見える化

②上下水道部への組織統合（H29年度～）

企業会計方式への移行に合わせた水道部との組織統合による窓口サービスの向上や職員配置の再編、業務の効率化。

③下水道使用料の改定

処理区単位での安定的な維持管理のための料金改定（公共、農集8処理区）

(2) 今後の取り組み

①処理場統廃合などの合理化の推進

近傍の処理区同士の污水处理施設の統廃合等
（現在、計画策定中）

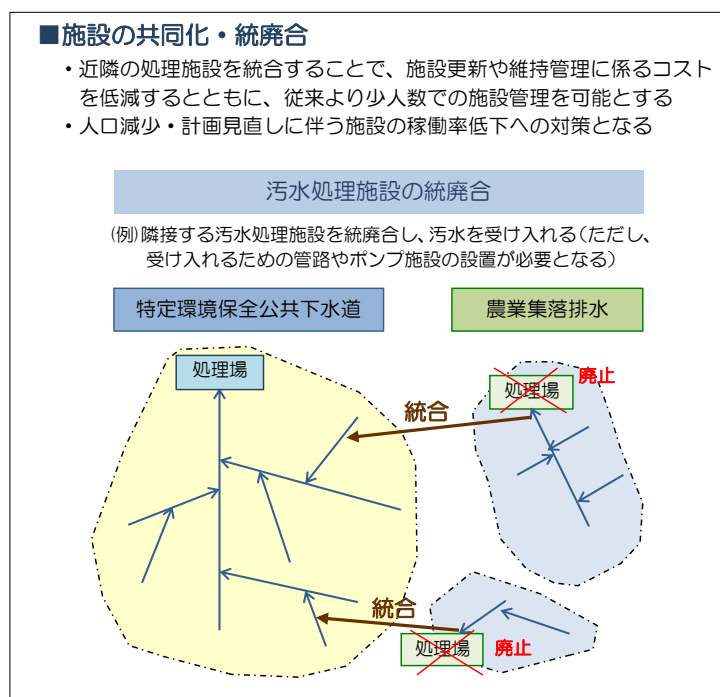
②水洗化率（下水道接続率）の向上

未接続世帯への啓発や合併浄化槽設置補助の周知等

③民間委託の推進（委託範囲の拡大）

④適正な滞納整理による使用料金の収納率の向上 など

図9 処理場統廃合などの合理化の方法
（国交省資料を参考に作成）



6. 下水道使用料改定の目標

(1) 収支シミュレーションと財源不足額の算出

- ・使用料の算定においては、処理場等の運転管理委託費、動力費、修繕費、人件費などの維持管理費と資本費として取り扱う企業債元利償還費が対象経費となります。
- ・使用料検討対象期間（R1年度～R10年度）における対象経費は、年度当たり約19億円程度。これに対応する収入（使用料、一般会計繰入金）は年度当たり約16.5億円程度。

⇒現行の使用料水準で事業運営を行った場合、年度当たり約2.5億円の財源不足が見込まれます。

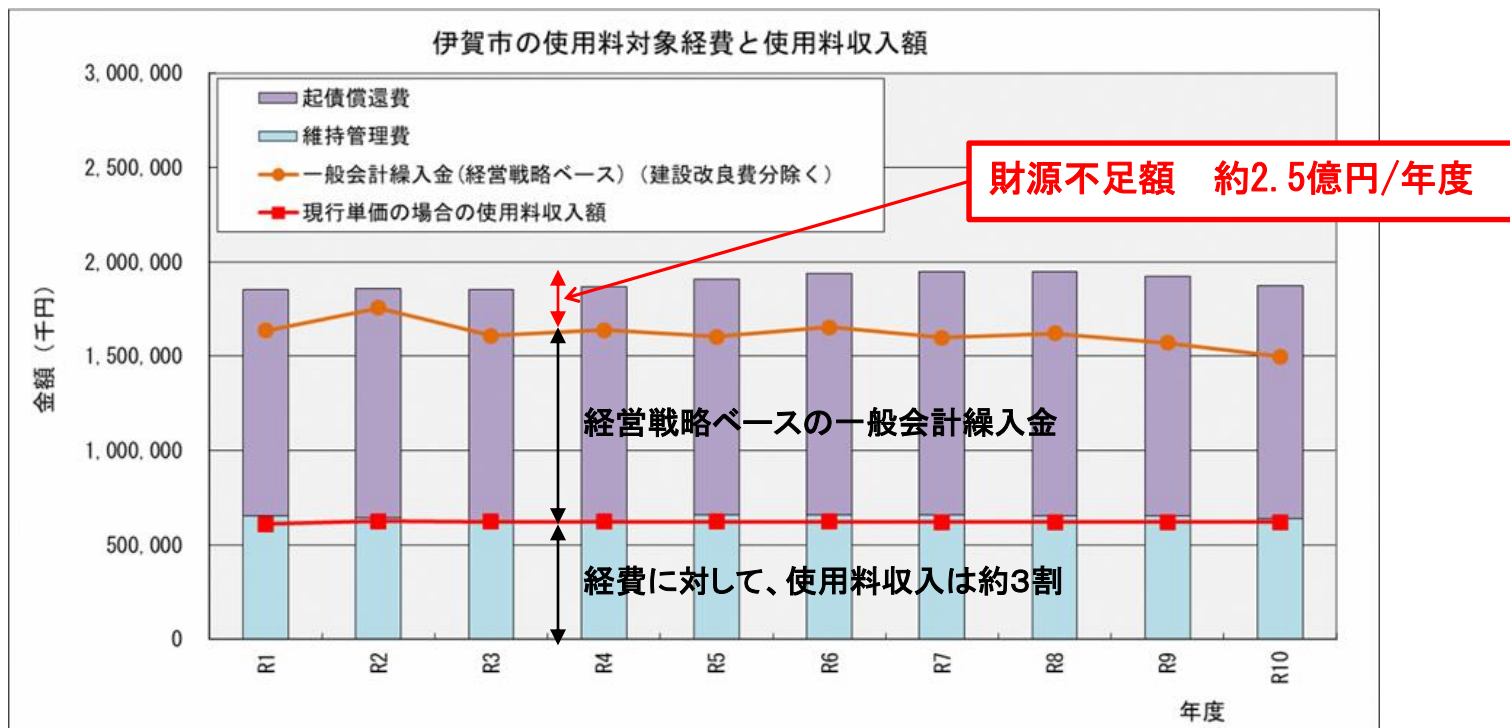


図10 伊賀市の使用料対象経費(支出)と使用料収入額

表2 伊賀市の使用料対象経費(支出)と使用料収入額

(単位: 百万円)

項目	区分	R1 2019年	R2 2020年	R3 2021年	R4 2022年	R5 2023年	R6 2024年	R7 2025年	R8 2026年	R9 2027年	R10 2028年	計	年度平均
支出	起債償還費 ①	1,196	1,213	1,225	1,240	1,250	1,282	1,290	1,294	1,268	1,234	12,492	1,249
	維持管理費 ②	655	646	630	629	658	658	657	655	653	641	6,480	648
	計 ③	1,851	1,859	1,855	1,868	1,908	1,939	1,946	1,949	1,921	1,875	18,972	1,897
収入	使用料収入額 (現行単価の場合) ④	610	626	622	622	622	621	620	620	620	619	6,201	620
	一般会計繰入金 (経営戦略ベース) ⑤	1,020	1,103	1,011	1,021	1,020	1,063	1,026	1,062	1,027	957	10,310	1,031
	計 ⑥	1,630	1,728	1,633	1,643	1,642	1,685	1,646	1,682	1,647	1,575	16,511	1,651
	不足金額 ⑦	221	131	222	225	266	255	300	267	274	300	2,460	246
	必要改定率 ⑧	1.36	1.21	1.36	1.36	1.43	1.41	1.48	1.43	1.44	1.48	1.40	1.40

※③=①+②、⑥=④+⑤、⑦=③-⑥、⑧=(④+⑦)/④

※⑤は建設改良費分を除く

下水道事業として本来使用料で賄うべき経費を一般会計からの補てん(基準外繰入)で賄っている現状や市の厳しい財政状況を考慮すると、一般会計繰入金のさらなる増加は難しい状況であり、年度当たり約2.5億円の財源不足額は、使用料収入で賄うことが必要です。

⇒**現行料金体系による料金収入額に対し、平均1.4倍の増収を図る必要があることから、これを今回の料金改定の目標とします。**

ただし、1.4倍の改定は急激な値上げとなること、また、料金単価の格差是正のため、処理区ごとの改定率に差が生じることから、**激変緩和のための段階的な改定について検討**する必要があります。

※ 適正な使用料収入が得られない状態は、一般会計からの赤字補てんの形による税投入(処理区域外の市民の税負担を含む)や、将来の下水道使用者の負担増を招くことになります。

市町村合併以降、全市的な使用料の見直しを行っていないことから、処理区ごとの料金格差が大きく、公平性の点でも早急な見直しが必要です。

7. 全国の動向や他市の事例（参考）

（1）全国の使用料改定率の状況

2.1.7 最新の使用料改定の改定率について（回答：167 団体）

改定率	回答数	割合
① -10%以上-5%未満	2	1%
② -5%以上-2%未満	2	1%
③ -2%以上 0%未満	4	2%
④ 0%以上 5%未満	28	17%
⑤ 5%以上 10%未満	43	26%
⑥ 10%以上 15%未満	41	25%
⑦ 15%以上 20%未満	18	11%
⑧ 20%以上	29	17%
合計	167	100%

- ・ 改定率5%～15%が半数を超える。
- ・ 20%以上の改定を行った自治体も 2 割程度ある。

2.1.9 最新の使用料改定の検討の際に以下の点についてどのように考えたか

a) 使用料改定時の使用料対象経費の範囲について（回答：163 団体）

使用料対象経費の範囲	回答数	割合
①維持管理費（全額）+資本費（全額）	54	33%
②維持管理費（全額）+資本費（一部）	75	46%
③維持管理費（一部）+資本費（一部）	5	3%
④維持管理費（全額）	15	9%
⑤維持管理費（一部）	8	5%
⑥その他	6	4%
合計	163	100%

⑥その他

- 維持管理費（全額）+資本費（全額）+元金償還金不足額
- 維持管理費（全額）+資本費（全額）+近い将来の繰入金減少による資金不足分等

- ・ 半数近くの自治体が維持管理費の全額と資本費の一部を対象としている。
- ・ 資本費の全額を対象としている自治体も 3 割程度ある。

※伊賀市の場合、料金改定率を目標の1.4倍とした場合の資本費算入率は14.6%となります。
(H30年度：三重県平均15.5%、全国平均23.5%)

(2) 他市の使用料改定事例

- ・伊賀市と類似の他市（中部地方管内・合併都市・複数事業あり）における使用料金改定の概要等について下表により整理。
- ・各市とも、激変緩和に配慮した段階的な改定を行っている。（中間の値上げは、目標改定率の5～6割程度）

	A市	B市	C市
1.改定の指標	①国が示す経費回収率（資本費参入率）の基準 ②値上げ後も使用料単価を県内平均程度	①一般会計繰入金上限値（財政部局からの指示） ②資本費の回収（維持管理費＋資本費）	①現金残高の確保 ②経費回収率
2.使用料改定率	合併時：改定なし 第1回：使用料の統一のみ 第2回：一律15%アップ 第3回：改定中（アップ予定）	合併時：事業別に統一（各事業の安価側） 第1回：一部25%アップ（最も安価な事業のみ）	合併時：統一 第1回：15%アップ
3.事業間の統一	第1回見直しで統一済み	現時点では未統一であるが、安価な事業を段階的に値上げし、最終的に事業間の統一を図る予定	事業所特区は別単価（今後も統一しない）
4.激変緩和（段階的値上げ）	・激変緩和あり ・第2回は指標①の目標改定率（23%）の6割を採用	・激変緩和あり ・第1回は指標②の目標改定率（44%）の6割を採用（①は達成）	・激変緩和あり ・第1回は目標改定率（約30%）の5割を採用 ・現金残高という指標は変更しないが、人口減少などによる収入減少により段階的な料金アップが必要

8. 下水道使用料改定率設定の流れ

